4　各締約国は、次のことを行う。

(a)　委員会のオブザーバー又は自国の計画の下でのオブザーバーが乗船の上記録した関連する情報を、秘密に関する適用可能な規則に従うことを条件として、利用し、及び開示することを許可すること。

(b)　検討委員会の任務を遂行するために必要な情報について、委員会がその採択する手続規則に従って収集し、及び分析することを、船舶の所有者又は船長が認めることを確保すること。

(c)　委員会に対し、まぐろの漁獲を行うための船舶の活動に関する報告書及び検討委員会の活動のために必要な他の情報を六箇月ごとに提供すること。

5　各締約国は、自国の管轄の下にある水域において操業する船舶がこの条約及びこの条約に基づいて採択される措置を遵守することを確保するための措置をとる。

6　各締約国は、他の国の旗を掲げる船舶が条約水域について採択される保存管理措置の実効性を損なう活動に従事したと信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、当該船舶の旗国の注意を喚起するものとし、また、適当と認めるときは、委員会の注意を喚起することができる。そのような締約国は、当該旗国に対して十分な証拠を提供するものとし、また、委員会に対してその証拠の要約を提供することができる。委員会は、申し立てられた内容及び当該旗国の検討のために提供されたその証拠について当該旗国が合理的な期間内に意見を述べ、又は異議を申し立てる機会を有するまでの間は、関連する情報を配布してはならない。

7　各締約国は、自国の管轄の下にある船舶がこの条約に基づいて採択される措置に反する活動を行ったことに関連する情報が提供される場合には、委員会又は他の締約国の要請により、十分な調査を行い、及び適当なときは国内法令に従って手続をとり、並びに調査の結果及びとる措置をできる限り速やかに委員会及び該当するときは他の締約国に通報する。

8　各締約国は、自国の国内法に従い、及び国際法に適合する方法で、この条約及びこの条約に基づいて採択される措置の遵守を確保する上で効果的であり、かつ、不法な活動を行った者から当該活動により生ずる利益を取り上げるほど重い制裁（適当な場合には、漁獲の許可の拒否、停止又は取消しを含む。）を適用する。

9　自国の海岸が条約水域に接する締約国、自国の船舶がこの条約の対象となる魚類資源の漁獲を行う締約国又は自国の領域内において漁獲物が陸揚げされ、及び加工される締約国は、この条約の遵守の確保及び委員会が採択する保存管理措置の適用の確保のために協力する。そのような協力は、適当な場合には、協力のための措置及び制度の採択を通じて行われる。

10　条約水域において漁獲を行う船舶が委員会の採択する保存管理措置の実効性を損なう活動その他当該保存管理措置に違反する活動に従事したと委員会が決定する場合には、締約国は、委員会が勧告を採択した後、この条約及び国際法に従い、当該船舶が当該活動を継続しないことを確保するための適切な措置がその旗国によってとられるまでの間、当該船舶が当該活動を行うことを抑止するための措置をとることができる。

第十九条　漁業主体による実施、遵守及び取締り

前条の規定は、委員会の構成国である漁業主体について準用する。

第二十条　旗国の義務

1　各締約国は、自国の旗を掲げる船舶がこの条約及びこの条約に基づいて採択される保存管理措置を遵守すること並びに当該船舶が当該保存管理措置の実効性を損なう活動に従事しないことを確保するために国際法に従って必要な措置をとる。

2　締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶のいずれに対しても、自国の適当な一又は二以上の当局が許可を与えていない限り、当該船舶がこの条約の対象となる魚類資源の漁獲に使用されることを認めない。締約国は、この条約に基づく自国の旗を掲げる船舶に関する責任を効果的に果たすことができる場合に限り、当該船舶を条約水域における漁獲のために使用することを許可する。

3　各締約国は、1及び2に規定する義務のほか、自国の旗を掲げる船舶が条約水域における他の国の主権又は管轄の下にある水域において、当該他の国の権限のある当局が発給する相応の免許、承認又は許可を得ることなしには漁獲を行わないことを確保するために必要な措置をとる。

第二十一条　漁業主体の義務

前条の規定は、委員会の構成国である漁業主体について準用する。

第五部　秘密性

第二十二条　秘密性

1　委員会は、この条約に基づいて情報を入手する機会を与えられるすべての団体及び個人のための秘密性に関する規則を定める。

2　1の規定に従って採択される秘密性に関する規則にかかわらず、秘密の情報を入手する機会を有する者は、関係する権限のある当局の要請がある場合には、法律上又は行政上の手続に関連して当該情報を開示することができる。

第六部　協力

第二十三条　協力及び支援

1　委員会は、委員会の構成国である開発途上国がこの条約に基づく義務を履行すること、自国の管轄の下で漁業を発展させるための能力を高めること及び持続可能な方法で公海漁業に参加することを支援するために、技術支援、技術移転、訓練その他の形態の協力に関する措置を採択するよう努める。

2　委員会の構成国は、1の規定の効果的な実施に必要な協力、特に財政上及び技術上の協力並びに技術移転を円滑にし、及び促進する。

第二十四条　他の機関又は枠組みとの協力

1　委員会は、小地域的、地域的及び世界的な漁業管理のための機関又は枠組みと協力するものとし、適当な場合には、これらの機関又は枠組みとの合意により、この条約の目的の達成を促進し、入手することができる最良の科学的情報を取得し、及びこれらの機関又は枠組みの活動との重複を避けることを目標として、協議委員会等の関連する制度的な枠組みを設ける。

2　委員会は、関連する機関又は枠組みとの合意により、1の規定に基づいて設ける制度的な枠組みに関する運営に係る規則を採択する。

3　委員会は、条約水域が他の漁業管理のための機関の規制下にある水域と重複する場合には、この条約の目的の達成を確保するために、当該機関と協力する。このため、委員会は、協議その他の枠組みを通じて、とるべき関連する措置（例えば、委員会が採択する保存管理措置と当該機関により採択される保存管理措置との調和及び一貫性を確保すること又は、適当な場合には、委員会若しくは当該機関が、他方によって規制される種であって重複する水域に生息するものについて措置をとることを避ける旨決定すること。）について当該機関と合意するよう努力する。

4　3の規定は、適当な場合には、委員会及び一又は二以上の他の機関又は枠組みの規制下にある水域を通過して回遊する魚類資源について適用する。

第七部　紛争の解決

第二十五条　紛争の解決

1　委員会の構成国は、紛争を防止するために協力する。構成国は、この条約の解釈又は適用に関する紛争について、できる限り速やかにすべての者が満足すべき解決を図るために、一又は二以上の構成国と協議することができる。

2　紛争が1に規定する協議によって合理的な期間内に解決しない場合には、当該紛争の当事者である構成国は、国際法に従い自国が合意することができる平和的手段を通じて当該紛争を解決するため、できる限り速やかに当事者間で協議を行う。

3　委員会の構成国の二以上がそれらの構成国間に技術的な性質を有する紛争が存在することに同意する場合であって、当該構成国間で当該紛争を解決することができないときは、当該構成国は、相互の合意により、委員会によってこの目的のために採択される手続に従い、委員会の枠組みの中で構成される拘束力を有しない特別の専門家委員会に当該紛争を付託することができる。当該専門家委員会は、当該構成国と協議するものとし、紛争解決のための拘束力を有する手続によることなく、当該紛争を速やかに解決するよう努める。

第八部　委員会の非構成国

第二十六条　委員会の非構成国

1　委員会及びその構成国は、次条に規定するすべての国及び地域的な経済統合のための機関並びに、適当な場合には、第二十八条に規定する漁業主体であって、委員会の構成国でないものに対し、構成国となるよう又はこの条約に適合する法令を制定するよう奨励する。